

東京都公報

発行
東京都

目次

121

規則（教）

○都立学校等に勤務する時間講師に関する規則の一部を改正する規則……………一

○都立学校等に勤務する日勤講師に関する規則及び都立学校等に勤務する日勤講師に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則……………八

規則（教）

都立学校等に勤務する時間講師に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和元年十月四日

東京都教育委員会

●東京都教育委員会規則第十号

都立学校等に勤務する時間講師に関する規則

の一部を改正する規則

都立学校等に勤務する時間講師に関する規則（昭和四十九年東京都教育委員会規則第二十四号）の一部を次のように改正する。

第三条の見出しを「（任用数）」に改め、同条中「定数」を「任用数」に、「教育委員会」を「東京都教育委員

会教育長（以下「教育長」という。）に改める。

第四条の見出しを「（任用）」に改め、同条第一項中「時間講師は、」の下に「職務の遂行に必要な知識及び技能を有する者のうちから、選考により」を加え、同条第二項を次のように改める。

2 選考は公募によることとし、その方法その他必要な事項は、教育長が別に定める。

第四条第三項を削る。

第六条から第十三条までを次のように改める。

第六条 削除

（服務）

第七条 地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）以下「法」という。）に定めるもののほか、時間講師の服務については、東京都立学校職員服務規程（昭和六十三年東京都教育委員会訓令第八号）その他教育委員会が定める服務に関する規程を適用する。

（分限及び懲戒）

第八条 時間講師の分限及び懲戒については、職員の分限に関する条例（昭和二十六年東京都条例第八十五号）及び職員の懲戒に関する条例（昭和二十六年東京都条例第八十四号）の定めるところによる。この場合において、職員の懲戒に関する条例第三条第二項中「職員の給与に関する条例（昭和二十六年東京都条例第七十五号）第十二条」とあるのは「学校職員の給与に関する条例（昭和三十一年東京都条例第六十八号）第十四条」と、「第十五条」とあるのは「第十七条」と読み替えるものとする。

第九条から第十三条まで 削除

第十四条第一項中「次の各号に規定する時間」を「二十

六時間」に改め、同項各号を削る。

第十七条第一項中「第四十五号」の下に「。以下「勤務時間条例」という。」を加え、同条第三項中「当該月内」を「任用期間の範囲内」に改める。

第十七条の二中「当該勤務時間の属する週を含めた四週間」を「任用期間」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（休憩時間）

第十七条の三 時間講師の休憩時間については、勤務時間条例第七条の規定を準用する。

第十八条から第二十二号までを次のように改める。

（年次有給休暇の付与）

第十八条 年次有給休暇は一会計年度ごとの休暇とし、その日数は、各学校における所定の勤務日数又は任用期間中の勤務日数及び東京都のいずれかの職に引き続き在職した期間（以下「第十八条在职期間」という。）に応じて、一会計年度において別表第一のとおりとする。

2 時間講師が条例第一条に規定する都立学校等を数校兼ねて勤務しているときは、各学校における所定の勤務日数又は任用期間中の勤務日数に応じて当該学校ごとに年次有給休暇を与える。

3 第一項に規定する年次有給休暇の日数のうち、その年度に使用しなかつた日数がある場合には、翌年度に限りこれを請求することができる。ただし、前年度の当該学校における勤務実績（一の年度において割り振られた勤務時間の総数に対する勤務した時間の割合をいう。以下同じ。）が八割に満たない時間講師については、この限りでない。

4 勤務実績を算定する場合において、次に掲げる期間は、

勤務した時間とみなす。

一 条例第五条に規定する休暇により勤務しなかつた期間

二 公務上の傷病又は通勤による傷病により勤務しなかつた期間

三 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号。以下「育児休業法」という。）第二条第一項の規定により育児休業を承認されて勤務しなかつた期間

四 職員の職務に専念する義務の特例に関する条例（昭和二十六年東京都条例第十六号。以下「職務専念義務条例」という。）第二条の規定により職務に専念する義務を免除されて勤務しなかつた期間

五 学校職員の給与の減額を免除することのできる場合の基準に関する規則（昭和三十一年東京都教育委員会規則第二十三号。以下「給与減免規則」という。）別表第一号から第四号までの原因に該当する場合で勤務しなかつた期間

5 年次有給休暇は、一日を単位として与える。ただし、教育委員会は、職務に支障がないと認めるときは、一時間を単位として与えることができる。

6 前項ただし書の規定にかかわらず、時間講師が一日を単位とした年次有給休暇を請求した場合において、教育委員会は、一時間を単位とした年次有給休暇を時間講師に与えてはならない。

7 一時間を単位として与えられた年次有給休暇を日に換算する場合には、年次有給休暇を請求する学校において割り振られた一日の勤務時間をもつて一日とする。ただ

し、勤務する日により勤務時間数が異なる時間講師の一時間を単位として与えられた年次有給休暇の日への換算については、教育長が別に定める。

8 第一項の規定にかかわらず、東京都のいずれかの職（会計年度任用の職を除く。）にあつた者が引き続き時間講師として新たに任用される場合又は東京都の会計年度任用の職に在職する者が年度の中途において引き続き時間講師として新たに任用される場合のその年度の年次有給休暇の取扱いは、教育長が別に定める。

9 教育委員会は、年次有給休暇を時間講師の請求する時期に与えなければならない。ただし、請求された時季に年次有給休暇を与えることが職務に支障のある場合には、他の時季にこれを与えることができる。

10 前各項の規定により難しい場合の年次有給休暇の取扱いは、教育長が別に定める。
(特別休暇)

第十八条の二 条例第五条第二項に定める時間講師の特別休暇の取扱いについては、次のとおりとする。

一 夏季休暇は一日を単位とし、学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則（平成七年東京都教育委員会規則第五号。以下「勤務時間規則」という。）第二十七条第一項に定める夏季の期間において、所定の勤務日数に応じて、別表第二に掲げる日数以内で承認する。

二 前号及び次項から第七項までに定めるもののほか、時間講師の特別休暇については、勤務時間規則第十七条、第十八条、第二十条から第二十二号まで、第二十三条の三から第二十五条まで、第二十七条第一項及び

第二十七条の四の規定を準用する。この場合において、勤務時間規則第十七条第一項、第二十一条第二項及び第二十二号第二項中「正規の勤務時間」とあるのは「当該時間講師について定められた勤務時間」と、勤務時間規則第二十三条の三第二項及び第二十七条の四第二項中「一の年」とあるのは「一の年度」と読み替えるものとする。

2 条例第五条第二項に規定する休暇のうち、子どもの看護休暇、夏季休暇及び短期の介護休暇の承認については、一週間の所定の勤務日数が三日以上である時間講師に限るものとする。

3 条例第五条第二項に規定する休暇のうち、子どもの看護休暇及び短期の介護休暇については、当該休暇を申請する学校において一日につき定められた勤務時間が四時間以上である時間講師に限り一時間を単位として承認するものとする。

4 一時間を単位として使用した子どもの看護休暇及び短期の介護休暇を日に換算する場合には、一日の勤務時間をもつて一日とする。ただし、勤務する日により勤務時間数が異なる時間講師の一時間を単位として与えられた当該休暇の日への換算については、教育長が別に定める。

5 時間講師が条例第一条に規定する都立学校等を数校兼ねて勤務しているときは、各学校における一週間の所定の勤務日数に応じて当該学校ごとに子どもの看護休暇、夏季休暇及び短期の介護休暇を承認する。

6 妊娠出産休暇、母子保健健診休暇及び慶弔休暇の承認期間及び承認回数は、各学校において承認した期間及び回数を通算するものとする。

7 第五項に定めるもののほか、時間講師が条例第一条に規定する都立学校等を数校兼ねて勤務している場合の特
別休暇の取扱いについては、教育長が別に定める。
(介護休暇)

第十八条の三 教育委員会は、時間講師がその配偶者又は
二親等内の親族で疾病、負傷又は老齢により日常生活を
営むことに支障があるもの(以下「要介護者」とい
う。)の介護をするため、勤務しないことが相当である
と認められる場合における休暇として、介護休暇(短期
の介護休暇を除く。以下この条及び第二十一条において
同じ。)を承認するものとする。

2 時間講師の介護休暇については、勤務時間規則第二十
八条の規定を準用する。この場合において、同条第一項
中「介護休暇(前条に規定するものを除く。以下この条
及び次条において同じ。)」とあるのは「介護休暇」と、
「六月」とあるのは「九十三日」と、「百八十日」とあ
るのは「九十三日」と、同条第三項中「正規の勤務時
間」とあるのは「申請する時間講師について定められた
勤務時間」と読み替えるものとする。

3 教育委員会は、時間講師が次の各号のいずれにも該当
する場合は介護休暇を承認するものとする。

- 一 第十八条在職期間が一年以上である時間講師
- 二 介護休暇開始予定日から起算して九十三日を経過す
る日から六月を経過する日までの間に、その任期が満
了し、かつ、東京都のいずれかの職に引き続き任用さ
れないことが明らかでない時間講師

4 時間講師が条例第一条に規定する都立学校等を数校兼

ねて勤務しているときは、各学校における一週間の所定
の勤務日数に応じて当該学校ごとに介護休暇を与える。
ただし、承認する期間については、当該年度において各
学校で承認した期間を通算するものとする。

(介護時間)

第十九条 教育委員会は、時間講師が申請した場合におい
て、当該時間講師が要介護者の介護をするため、勤務し
ないことが相当であると認められるときは、一日の勤務
時間の一部について勤務しないこと(以下この条におい
て「介護時間」という。)を承認するものとする。

2 時間講師の介護時間については、勤務時間規則第二十
八条の二の規定を準用する。この場合において、同条第
一項中「三年の期間内」とあるのは「在職する期間内
(東京都の会計年度任用の職にあつて介護時間を取得し
た初日から連続する三年の期間内に限る。)」と、同条
第二項中「正規の勤務時間」とあるのは「申請する時間
講師について定められた勤務時間」と、「二時間」とあ
るのは「当該定められた勤務時間から五時間四十五分を
減じた時間(次項において「基準時間」という。)」と、
同条第三項中「第二十二条」とあるのは「第十八条の二
第一項第二号で準用する勤務時間規則第二十二」と、
「二時間」とあるのは「基準時間」と読み替えるものと
する。

3 教育委員会は、時間講師が次の各号のいずれにも該当
する場合は介護時間を承認するものとする。

- 一 第十八条在職期間が一年以上である時間講師
- 二 一週間の所定の勤務日数が三日以上である時間講師
- 三 介護時間を申請する学校において一日につき定めら

れた勤務時間が六時間十五分以上である勤務日がある
時間講師

4 時間講師が条例第一条に規定する都立学校等を数校兼
ねて勤務しているときは、各学校における一週間の所定
の勤務日数に応じて当該学校ごとに介護時間を与える。
ただし、承認期間については、当該年度において各学校
で承認した期間を通算するものとする。

第二十条 削除

(年次有給休暇等の申請)

第二十条の二 第十八条及び第十八条の二に規定する休暇
の申請については、勤務時間規則第三十条の規定を準用
する。この場合において、教育委員会が別に定める休暇
を申請するための様式は、学校職員の休暇処理に関する
規程(平成十五年東京都教育委員会訓令第五号)別記第
一号様式とする。

(期間計算)

第二十一条 妊娠出産休暇、生理休暇、慶弔休暇及び介護
休暇の期間には、当該休暇を承認する学校において勤務
を割り振られない日を含むものとする。

(報酬)

第二十二条 条例第六条に規定する報酬は次のとおりとす
る。

- 一 第一種報酬 時間講師の教育職員としての識見及び
経験等を基準として、別表第三に定める区分による額
- 二 第二種報酬 学校職員の給与に関する条例(昭和三十
一年東京都条例第六十八号。以下「給与条例」とい
う。)第十四条に規定する通勤手当に相当する額であ
つて、時間講師の通勤の実情等を勘案して、同条の例

により算出した額

2 前項第一号に掲げる別表第三に定める区分による額は、常勤職員の給与との権衡を考慮し、前年度の時間額を基準として、各年度の四月一日に見直すものとする。

第二十二條の次に次の一条を加える。
(報酬の支払)

第二十二條の二 報酬の支払については、給与条例第五條及び学校職員の給与に関する条例施行規則（昭和三十一年東京都教育委員会規則第二十八号。以下「給与規則」という。）第一条の二の規定を準用する。

第二十三條の見出し中「基礎報酬」を「報酬」に改め、同条第一項中「基礎報酬」を「第一種報酬」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 第二種報酬の支給方法については、給与条例第十四條第二項の規定を準用する。

第二十三條に次の一項を加える。

3 教育委員会が特に必要と認めるときは、前二項の規定にかかわらず、他の支給方法によることができる。

第二十三條の二第一項中「交通機関の事故」を「給与減免規則別表第一号から第四号まで、第七号及び第十五号の原因に該当する場合」に改め、同条に次の一項を加える。

3 第一項及び前項に規定する免除の手續については、給与条例の適用を受ける職員の例による。

第二十三條の二を第二十三條の三とし、第二十三條の次に次の一条を加える。

(報酬の減額)

第二十三條の二 条例第七條第一項の規定により減額する報酬は第二十二條第一項第一号に掲げる第一種報酬とし、

その減額する額は、勤務しない時間の合計（当該合計に一時間未満の端数があるときは、その端数が三十分以上のときは切り上げ、三十分未満のときは切り捨てる。）に、別表第三に定める額を乗じた額とする。

2 第一種報酬の減額は、減額すべき事実のあつた日の翌月の報酬支給の際、行うものとする。ただし、やむを得ない理由により、当該報酬支給の際に報酬の減額をすることができない場合には、その後の報酬支給の際、行うことができる。

3 第一種報酬の額を減額して支給する場合、教育委員会は、給与規則第八條に規定する給与減額整理簿の例により、報酬減額整理簿を作成し、保管しなければならない。第二十四條及び第二十五條を次のように改める。

(報酬からの控除)

第二十四條 時間講師の報酬からの控除については、給与条例第二十四條の五の規定を準用する。この場合において、同条中「給与」とあるのは、「報酬」と読み替えるものとする。

第二十五條 削除

第二十七條を第三十四條とし、第二十六條第三項中「第七條第四項、第十一條」を「第七條」に、「第十八條第一項及び第四項から第六項まで、第十八條の二第二項及び第四項、第十八條の三第二項及び第三項、第十九條第二項、第二十二條第二項、第二十三條の二第二項並びに第二十四條第二項から第四項まで」を「第十七條の三、第十八條、第十八條の二、第十八條の三、第十九條並びに第二十三條の三第二項及び第三項」に改め、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 派遣時間講師については、第十八條第四項第四号の規定中「職員の職務に専念する義務の特例に関する条例（昭和二十六年東京都条例第十六号。以下「職務専念義務条例」という。）第二條」及び第二十八條第二項第三号の規定中「職務専念義務条例第二條」とあるのは「職員の職務に専念する義務の特例に関する当該区市町村が定めた条例」と、同号の規定中「職員の職務に専念する義務の免除に関する規則（昭和二十七年東京都人事委員会規則第一号）第二條第二号に掲げる場合」とあるのは「職員の職務に専念する義務の特例に関する当該区市町村が定めた条例又は当該条例に基づく規程に定められた職員の職務に専念する義務の免除に関する規則（昭和二十七年東京都人事委員会規則第一号）第二條第二号に掲げる場合に相当する場合」と、「東京都立学校職員の職務に専念する義務の免除に関する事務取扱規則（昭和四十一年東京都教育委員会規則第四十七号）に基づき職務に専念する義務を免除する場合の適用基準のうち教育長が別に定める期間」とあるのは「職務に専念する義務の特例に関する当該区市町村が定めた条例又は当該条例に基づく規程に定められた東京都立学校職員の職務に専念する義務を免除する場合の適用基準のうち教育長が別に定める期間」と読み替えて適用する。

第二十六條を第三十三條とし、第二十五條の次に次の七條を加える。

(期末手当の支給対象外職員)

第二十六條 条例第八條の二第一項前段の教育委員会規則で定める時間講師は、次に掲げる者とする。
一 一会計年度において、教育委員会に任用される期間

が通算して六月に満たない者（教育長が別に定める者を除く。）

二 条例第八条の二第一項に規定する基準日（以下「基準日」という。）に新たに条例の適用を受けることとなつた者（第二十九条の適用を受ける者を除く。）

三 法第二十八条第二項第一号又は職員の仕事等に関する規則（昭和二十七年東京都人事委員会規則第十一号）第二条第三号若しくは第四号の規定に該当して休職にされている者（以下「休職中の者」という。）

四 法第二十八条第二項第二号の規定に該当して休職にされている者

五 法第二十九条第一項の規定により停職にされている者

六 法第五十五条の二第一項ただし書に規定する許可を受けている者

七 育児休業法第二条第一項の規定による育児休業中の者（基準日に育児休業中の者のうち、基準日以前六箇月以内の期間（以下「支給期間」という。）において勤務した期間（休暇の期間その他勤務しないことにつき特に承認のあつた期間（育児休業法第二条第一項の規定により育児休業をしていた期間及び第三号から第五号までに掲げる者として在職した期間を除く。）を含む。）がある者を除く。）

八 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十七（同法第二百九十二条において準用する場合を含む。）の規定により他の地方公共団体に派遣されている者

九 前各号に定める者のほか、教育長が別に定める者

2 条例第八条の二第一項後段の教育委員会規則で定める時間講師は、次に掲げる者とする。

一 退職し、若しくは失職し、又は死亡した日において前項第一号、第四号から第七号まで又は第九号のいずれかに該当した者

二 法第二十八条第一項の規定により免職された者

三 法第二十八条第四項の規定により職を失つた者

四 法第二十九条第一項の規定により免職された者

五 条例の適用を受けていた者で、退職後新たに条例の適用を受けることとなつた者

（期末手当の支給割合）

第二十七条 条例第八条の二第二項の教育委員会規則で定める支給割合は、支給期間におけるその者の在職期間の区分に応じ、学校職員の期末手当に関する規則（昭和四十三年東京都教育委員会規則第四十二号）第三条の表に定める割合とする。

（期末手当の支給割合算定に係る在職期間）

第二十八条 前条の在職期間は、条例の適用を受ける時間講師として在職した期間について日を単位として計算する。

2 前項の期間の算定に当たつては、次の各号に掲げる期間に応じ、当該期間にそれぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た期間を除外する。

一 第二十六条第一項第五号に掲げる者として在職した期間 十割

二 第二十六条第一項第六号に掲げる者として在職した期間 十割

三 職務専念義務条例第二条の規定により職務に専念する義務を免除された期間（第二十三条の三第一項に掲げる場合若しくは職員の職務に専念する義務の免除に関する規則（昭和二十七年東京都人事委員会規則第一号）第二条第二号に掲げる場合に該当し職務に専念する義務を免除された期間又は東京都立学校職員の職務に専念する義務の免除に関する事務取扱規則（昭和四十一年東京都教育委員会規則第四十七号）に基づき職務に専念する義務を免除する場合の適用基準のうち教育長が別に定める期間若しくはこれに類する期間を除く。） 十割

四 休職中の者又は第二十六条第一項第四号に掲げる者として在職した期間 五割

五 育児休業法第二条第一項の規定による育児休業中の者として在職した期間 五割

六 教育長が別に定める事由に該当し、勤務しなかつた期間 教育長が別に定める割合

3 第十四条の規定により定められた勤務時間の一部において、前項各号に掲げる事由により勤務しないときは、教育長が別に定める期間を除外する。（在職期間の通算）

第二十九条 次に掲げる者が、引き続き条例の適用を受ける時間講師となつた場合においては、条例適用前のこれらの職員として在職した期間を、条例適用後の在職期間に通算する。

一 給与条例の適用を受けていた者

二 職員の給与に関する条例（昭和二十六年東京都条例第七十五号）の適用を受けていた者

- 三 前各号に定める者のほか、特に教育長が定める者
- 2 前項の規定にかかわらず、条例の適用を受ける時間講師で、異なる任命権者に任用された期間は通算しない。
- 3 第一項の期間の算定については、教育長が別に定める場合を除き、前条の規定を準用する。

(期末手当基礎額の意義)

第三十条 条例第八条の二第二項の教育委員会規則で定める方法により月額に換算した額(以下「期末手当基礎額」という。)は、第二十二条第一項第一号により定められた第一種報酬の額に、月曜日から金曜日までの一週間当たりの勤務すべき勤務時間数を乗じ、さらに五十二を乗じて得た額を十二で除して得た額とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる時間講師の期末手当基礎額は、それぞれ当該各号に掲げる額とする。

- 一 基準日前一箇月以内に退職し、若しくは失職し、又は死亡した者 退職し、若しくは失職し、又は死亡した日の前日において当該者が受けるべき第一種報酬の額に基づく期末手当基礎額
- 二 基準日において、労働者災害補償保険法(昭和二十二年法律第五十号。以下「労災保険法」という。)の規定による休業補償給付若しくは傷病補償年金(以下「休業補償給付等」という。)、労災保険法の規定による休業給付若しくは傷病年金(以下「休業給付等」という。)

又は東京都非常勤職員の公務災害補償等に関する条例(昭和四十二年東京都条例第百十四号。以下「非常勤公務災害補償条例」という。)の規定による休業補償若しくは傷病補償年金(以下「休業補償給付等」という。)

等」という。)を受けている者 当該者の第一種報酬の額に基づく期末手当基礎額。ただし、基準日現在労災保険法第十二条の二第二項又は非常勤公務災害補償条例第九条第一項の規定により、休業補償給付等、休業給付等又は休業補償等を百分の七十に減額されている場合においては、第一種報酬の百分の七十の額に基づく期末手当基礎額

三 基準日において、法第二十九条第一項の規定により、その報酬を減額されている者 減給された後の第一種報酬の額に基づく期末手当基礎額

四 基準日において育児休業法第二条第一項の規定による育児休業中の者 基準日現在において当該者が受けるべき第一種報酬の額に基づく期末手当基礎額

五 教育長が別に定める者 教育長が別に定める期末手当基礎額

(期末手当の支給日)
第三十一条 期末手当の支給日は、次に定めるところによる。

第十八条 在職期間	一年未満	十日	七日	五日	三日	一日
	一年	十一日	八日	六日	四日	二日
	二年	十二日	九日	六日	四日	二日
	三年	十四日	十日	八日	五日	二日
	四年	十六日	十二日	九日	六日	三日
所定の勤務日数(四月一日から翌年三月三十一日まで任用される場合)	週五日以上	週四日	週三日	週二日	週一日	
任用期間中の勤務日数(右記以外の任用期間の場合)	二百七十日以上	百六十九日から二百六十日まで	百二十一日から百六十八日まで	七十三日から百二十日まで	四十八日から七十日まで	

る。

一 六月一日の基準日に係る期末手当にあつては六月三十日(教育長が別に定める場合は十二月十日)

二 十二月一日の基準日に係る期末手当にあつては十二月十日

2 前項各号に定める日が日曜日に当たるときはその日の前々日を、同項各号に定める日が土曜日に当たるときはその日の前日を支給日とする。

3 前二項の規定にかかわらず、教育長は、非常災害、給与事務のふくそうその他の理由により、前二項に定める支給日に支給することができないと認めた場合においては、別に支給日を定めることができる。

(期末手当基礎額の端数計算)
第三十二条 期末手当基礎額に一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

別表第一を次のように改める。
別表第一(第十八条関係)

五年	十八日	十三日	十日	六日	三日
六年以上	二十日	十五日	十一日	七日	三日

別表第一の二を削る。

別表第二及び別表第三を次のように改める。

別表第二（第十八条の二関係）

所定の勤務日数	付与日数
週四日以上	三日
週三日	二日

別表第三（第二十二条関係）

経験区分	教育職員としての経験年数等		時間額（円）
	経験年数		
一	一年以上未滿		一、八八〇
二	一年以上二年未滿		一、九五〇
三	二年以上三年未滿		二、〇二〇
四	三年以上四年未滿		二、〇九〇
五	四年以上五年未滿		二、一六〇
六	五年以上六年未滿		二、二三〇
七	六年以上七年未滿		二、三〇〇
八	七年以上八年未滿		二、四〇〇
九	八年以上九年未滿		二、四九〇
十	九年以上十年未滿		二、五八〇
十一	十年以上十一年未滿		二、六六〇
十二	十一年以上十二年未滿		二、七八〇
十三	十二年以上十三年未滿		二、八六〇
十四	十三年以上十四年未滿		二、九六〇
十五	十四年以上十五年未滿		三、〇五〇
十六	十五年以上十六年未滿		三、一五〇
十七	十六年以上十七年未滿		三、二五〇
十八	十七年以上		三、三五〇

別記第一号様式から別記第七号様式までを削る。

附則

（施行期日）

1 この規則は、令和二年四月一日から施行する。

（経過措置）

- 都立学校等に勤務する講師の報酬等に関する条例及び都立学校等に勤務する講師の報酬等に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例（令和元年東京都条例第三十六号。以下「改正条例」という。）附則第二項に規定する人事委員会の承認を得て教育委員会が別に定める者（以下「経過措置の対象者」という。）は、令和二年四月一日から令和五年三月三十一日までの間（以下「経過措置期間」という。）に改正条例による改正前の都立学校等に勤務する講師の報酬等に関する条例第三条に規定する認定の基準（以下「認定基準」という。）に引き続き該当するもの（経過措置期間中に認定基準を満たさなくなった場合はそれ以降の期間を除く。）とする。
- 改正条例附則第二項の人事委員会の承認を得て教育委員会規則で定める基準は、学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則（平成七年東京都教育委員会規則第五号）第十五条の規定を準用する。
- 改正条例附則第三項の人事委員会の承認を得て教育委員会規則で定める日数は、九十日とする。
- 経過措置の対象者に係る第一種報酬の額は、この規則による改正後の都立学校等に勤務する時間講師に関する規則（以下「改正後の規則」という。）第二十二條第一項第一号の規定にかかわらず、附則別表に定める額とする。

る。

6 改正後の規則第二十八条の適用については、同条第一項の規定にかかわらず、令和二年三月三十一日以前の期間は通算しない。ただし、令和二年度に限り、第三十一

条第一項第一号の六月一日の基準日に係る期末手当について、経過措置の対象者の期末手当の支給に係る期間の算出に当たっては、令和元年十二月二日から令和二年三月三十一日までの在職期間を通算するものとする。

附則別表

経験区分	経験年数	時間額(円)		
		令和二年度	令和三年度	令和四年度
一	一年未満			
二	一年以上二年未満	二、一四〇		
三	二年以上三年未満	二、二二〇	二、一四〇	
四	三年以上四年未満	二、三〇〇	二、二二〇	二、一四〇
五	四年以上五年未満	二、三八〇	二、三〇〇	二、二二〇
六	五年以上六年未満	二、四六〇	二、三八〇	二、三〇〇
七	六年以上七年未満	二、五四〇	二、四六〇	二、三八〇
八	七年以上八年未満	二、六三〇	二、五四〇	二、四六〇
九	八年以上九年未満	二、七三〇	二、六三〇	二、五四〇
十	九年以上十年未満	二、八四〇	二、七三〇	二、六三〇
十一	十年以上十一年未満	二、九四〇	二、八四〇	二、七三〇
十二	十一年以上十二年未満	三、〇三〇	二、九四〇	二、八四〇
十三	十二年以上十三年未満	三、一七〇	三、〇三〇	二、九四〇
十四	十三年以上十四年未満	三、二六〇	三、一七〇	三、〇三〇
十五	十四年以上十五年未満	三、二六〇	三、二六〇	三、一七〇
十六	十五年以上十六年未満	三、二六〇	三、二六〇	三、二六〇
十七	十六年以上十七年未満	三、二六〇	三、二六〇	三、二六〇
十八	十七年以上	三、三五〇	三、三五〇	三、三五〇

都立学校等に勤務する日勤講師に関する規則及び都立学校等に勤務する日勤講師に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和元年十月四日

東京都教育委員会

●東京都教育委員会規則第十一号

都立学校等に勤務する日勤講師に関する規則

及び都立学校等に勤務する日勤講師に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則

規則

第一条 都立学校等に勤務する日勤講師に関する規則(平成十九年東京都教育委員会規則第六十号)の一部を次のように改正する。

第一条中「第二条第三項」を「第二条第二項」に改める。

第六条第一項中「、職員の試験及び選考に関する規則(昭和二十八年東京都人事委員会規則第二号)第二条第九号の規定に基づき」を削り、同条第二項中「選考の方法」を「選考は公募によることとし、その方法」に改め、同条第三項を削る。

第七条第四項を削る。

第十六条の次に次の一条を加える。

(勤務時間)

第十六条の二 条例第九条に規定する職務の性質によりこれにより難しい場合の勤務時間は、一日につき五時間とする。

第十七条第一項中「一月につき十六日とする」を「一任期につき百九十二日を超えない範囲内で、月十六日相当の日数を教育長が別に定める」に改め、同条第二項中「職務の性質により特別の勤務形態によつて勤務する必要がある場合の勤務日数は、一任期につき百九十二日を超えない範囲内で、月十六日」を「前条の規定により一日の勤務時間が五時間と定められた日勤講師の勤務日数は、一任期につき二百十六日を超えない範囲内で、月十八日」に改める。

第十九条の二中「七時間四十五分」を「定められた」に改める。

第二十条第四項第五号中「第一項から第四項まで」を「第一号から第四号まで」に改め、同条第七項中「七時

一日の勤務時間が七時間四十五分の日勤講師	報酬額(月額)	一九四、四〇〇円
一日の勤務時間が五時間の日勤講師	報酬額(月額)	一四一、一〇〇円

間四十五分」を「一日の勤務時間」に改める。

第二十四条第一項中「七時間四十五分」を「一日の勤務時間」に改める。

第二十六条第一項第一号中「別表第三」を「一日の勤務時間を基準として、別表第三」に改める。

第二十九条第一項中「第一項から第四項まで、第七項及び第十五項」を「第一号から第四号まで、第七号及び第十五号」に改め、同条第三項を次のように改める。

3 第一項及び前項に規定する免除の手続については、給与条例の適用を受ける職員の例による。

第二十九条第四項及び第五項を削る。

別表第三を次のように改める。

別表第三(第二十六条関係)

別記第一号様式及び別記第二号様式を削る。

第二条 都立学校等に勤務する日勤講師に関する規則の一部を改正する規則(平成三十年東京都教育委員会規則第十三号)の一部を次のように改正する。

第七条の改正規定中「及び同条第四項」を削る。

第二十二條の二の改正規定を次のように改める。

第二十二條の二第二項中「一般職の非常勤の職員として」を「会計年度任用の職にあつて」に改め、同条第三項中「在職期間が一年以上である」を「次の各号のいずれにも該当する」に改め、同項に次の各号を加える。

一 第二十条在職期間が一年以上である日勤講師

二 一日につき定められた勤務時間が六時間十五分以上である勤務日がある日勤講師

第三十一条を第三十八条とし、第三十条を改め、同条を第三十七条とし、第二十九条の二の次に七条を加える改正規定のうち、第三十条第二項第三号中「(法第十六条第一号に該当して失職した者を除く。)」を削る。

附則第一項中「平成三十二年四月一日」を「令和二年四月一日」に改め、附則に次の一項を加える。

4 改正後の規則第三十二条の適用については、同条第一項の規定にかかわらず、令和二年三月三十一日以前の期間は通算しない。

附則

この規則は、令和二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第二条の規定(第三十一条を第三十八条とし、第三十条を改め、同条を第三十七条とし、第二十九条の二の次に七条を加える改正規定のうち第三十条第二項第三号の改正規定を除く。) 公布の日
- 二 第二条中第三十一条を第三十八条とし、第三十条を改め、同条を第三十七条とし、第二十九条の二の次に七条を加える改正規定のうち第三十条第二項第三号の改正規定 令和元年十二月十四日

発行

東京都
東京都新宿区西新宿二丁目八番一号
電話 〇三(五三二)一一一(代)

郵便番号
163-8001

定価

本号
一箇月 三〇円
六、六〇〇円
(郵送料を含む)

印刷所

勝美印刷株式会社
東京都文京区白山一丁目十三番七号
電話 〇三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号
113-0001



この用紙は、再生紙のうえにリサイクルされています。